

# 一般社団法人日本DAO協会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本DAO協会と称し、英文ではJapan DAO Association, Inc. と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、日本法により設立されるDAOの自主規制及び健全なエコシステムづくりを通じて、適法・健全なDAOを支援し、DAOの啓蒙・普及に努め、社会の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内におけるDAOガイドライン等の作成と運用
- (2) DAO及びDAOツールの認証
- (3) 日本法により設立されるDAOに関する文書の作成及び頒布
- (4) DAOに関する教育と啓発活動
- (5) DAOやDAOツールの開発に関する助言
- (6) DAOに関する政策提言
- (7) DAOに関する事例や理論の研究
- (8) 前各号に付帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の社員は社団会員と称する。

- 2 社団会員は、当法人の目的に賛同し、これを公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有する個人とする。
- 3 当法人は、社団会員のほかに以下の種別の会員を擁するものとし、これらの会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員の地位を有しない。
  - (1) 評議会員 当法人の目的に賛同し、当法人が定める評議会規程に従いメンバーシップトークンを取得した個人

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助する個人又は団体  
なお、「メンバーシップトークン」とは、当法人が発行する非代替性トークンであって、電子情報処理組織を用いて移転することができる、評議会における投票資格を表示するものをいう。

4 社団会員、評議会員及び賛助会員をもって当法人の会員とする。

#### (入会)

第6条 社団会員又は賛助会員として入会しようとする者は、評議会が別に定める所定の様式により、評議会の決議により指定された理事に入会を申し込み、評議会の決議に指定された理事（以下「指定理事」という。）による電磁的記録による承認を得なければならない。なお、指定理事による入会の承認は、評議会の決議に従わなければならない。

2 評議会員として入会しようとする者は、当法人が発行するメンバーシップトークンを評議会規程に従って取得し、評議会が別に定める方法により入会手続きを行うことで、入会することができる。

#### (入会金及び会費)

第7条 会員は、評議会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第8条 社団会員及び賛助会員は、評議会が別に定める退会届を指定理事に提出することにより、任意に退会することができる。評議会員は、メンバーシップトークンを、評議会規程に従って当法人又は当法人が指定する第三者に譲渡することにより、任意に退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、すべての社団会員の過半数であって、総議決権の3分の2以上の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、当法人は、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 評議会員が次の各号の一に該当するときは、評議会の決議により、これを除名し、その保有するメンバーシップトークンを無効とすることができる。この場合、評議会員はその会員に対し、決議に先立ち弁明の機会を与

えなければならない。

- (1) この定款その他の当法人の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) この定款に定める評議会員の要件に適合しないことが判明し、又は適合しなくなったことが判明したとき。

(会員資格の喪失・停止)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
  - (2) 全ての社団会員が同意したとき。
  - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 退社したとき。
- 2 前項に加えて、評議会員がメンバーシップトークンを喪失したときは、その資格を喪失する。
- 3 評議会規程に基づきメンバーシップトークンが無効状態にあるときは、その無効状態が解消されるまでの間、評議会員としての資格は停止される。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社団会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 理事の選任及び解任
- (6) 代表理事の選任及び解任
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、事業年度の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、総会日より3日前までに、書面投票又は電子投票を認める場合には総会日より2週間前までに、社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、社団会員の総議決権の過半数を有する社団会員が出席し、出席した社団会員の議決権の全会一致をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、すべての社団会員の過半数であって、総議決権の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名(第9条第1項各号の要件を満たす場合に限り。)
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 理事の選任及び解任
- (6) 代表理事の選任及び解任
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社団会員1名につき1個とする。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社団会員は、他の社団会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社団会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社団会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社団会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社団会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社団会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

#### 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1名以上50名以内
- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。
- 3 当法人には理事会を設置しない。

(選任)

第22条 理事は、評議会の提案に基づく社員総会の決議によって社団会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社団会員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、評議会の提案に基づく社員総会の決議によって定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款、当法人の定める規則等を遵守し、善良な管理者の注意義務をもって、当法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、評議会の提案に基づく社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議会の提案に基づく社員総会の決議によって定める。

## 第5章 評議会

(評議会)

第27条 当法人に、評議会員をもって構成される評議会を設置する。

2 評議会員の資格及び評議会の開催、運営、決議その他の詳細は、評議会規則に従う。

3 この定款により評議会が定めることとされている事項は、評議会の決議により、理事に委任することができる。

## 第6章 事務局

(事務局の設置等)

第28条 当法人に、当法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、評議会が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、評議会の決議を経て、指定理事が別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、評議会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第8章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2025年3月31日までとする。

第32条～第34条 (記載省略)

第35条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(改訂履歴)

令和6年3月25日 制定